

# 会則の変更について

## 会則の一部変更に至る要旨

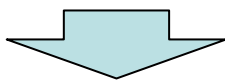
OB会の発足後2年を経過し3年目の運営となりますが、今後の会の継続と現役チームへの支援、OB同士の懇親をさらに活発化するため、会員の維持、増員を図る必要があります。

若手OBの参加を募るためには、会費の負担も考慮すべきとの役員内での意見もあり、以下のとおり「会則」の一部変更により若手OBの会費軽減を図ることとします。

## — 現行 —

### (義務)

第6条 会員は、本会主催の事業へ参加するとともに、第2条および第4条の個人会員は年会費として3,000円を、第4条の法人会員等は年会費として5,000円を納入するものとする。ただし、今後の本会事業の進捗等により、年会費については総会での承認を以って変更することがある。



## — 変更 —

### (義務)

第6条 会員は、本会主催の事業へ参加するとともに、第2条および第4条の個人会員は年会費として3,000円とする。

**(ただし、20歳以下の会員は無料。)**

第4条の法人会員等は年会費として5,000円を納入するものとする。

年会費は、今後の本会事業の進捗等により、総会での承認を以って変更することがある。